

仕 様 書

1. 件名

高機密データ管理・計算基盤システム研究を目的としたパブリック・クラウド環境 (Amazon Web Services) の利用

Utilization of Public Cloud service (Amazon Web Services) for highly classified data management and computation infrastructure system

2. 研究および作業の目的

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）インテリジェントプラットフォーム研究部門では、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のグリーンイノベーション基金事業「スマートモビリティ社会の構築」プロジェクト（事業期間 2022 年度-2030 年度）の一部として、スマートモビリティ社会の構築に寄与するために、各種関連事業者から提供されるデータを安全に管理し、円滑に処理・連携できる基盤の研究開発を行っている。

データを安全に管理する目的で、本プロジェクトでは秘密分散化したデータを複数のコンテナ実行基盤システムに分散するシステムの設計と実装を行っている。研究試験環境として、複数のコンテナ実行基盤システムを構築、初期状態からの再試行を実現するために、パブリック・クラウド・サービスを利用する。情報・人間工学領域が一括で契約した Amazon Web Services を利用して試用を行い、構築および運用の設計を行っていた。研究を本格化させるにあたり、使用する資源を倍増させるため、2025 年 10 月から、プロジェクトで個別に Amazon Web Services の調達を行うものである。

3. 作業項目

パブリック・クラウド環境の利用

4. 作業項目別仕様

4-1 パブリック・クラウド環境の利用

4-1-1 パブリック・クラウド・サービスの仕様

これまでの研究データの連続性、データの互換性等の研究の継続性の観点から、情報・人間工学領域が 2025 年 9 月 30 日まで利用している Amazon Web Services アカウントを変更、停止せずに、現行の ID、パスワードで利用できる環境を提供すること。利用者は情報・人間工学領域の所属者とし、ID の新規発行や停止手続きについては産総研が自ら実施、管理する。

4-1-2 パブリック・クラウド・サービス利用の要件

- ・ クラウド・サービスの利用方法に関しては全てのサービスから産総研が任意に選択、決定できること。
- ・ Amazon Web Services の提供するサービスを本契約内において、自由に利用を開始し、自由に終了できること。また、使用量に関しては産総研が随時モニタリングできること。
- ・ 提供を受けるクラウド・サービスの量は、1 カ月あたり 4,000 ドルを想定している。契約締結時に、1 ドルあたりの利用料金を円建てで固定する形で実施する。利用料金は為替の変動による変更は実施しないものとする。ただし使用量は想定であり、これを保証するものではない。

5. 特記事項

- ・ パブリック・クラウド・サービスの利用状況は、随時、産総研担当者が WEB ブラウザを用いて確認することができること。なお、クラウド資源の監視等の管理作業等は含まないものとする。
- ・ 毎月の支払額は、Amazon 社のパブリック・クラウド・サービスの利用実績に応じて決定するので、契約書で定める請求書の提出の際に、利用実績を検証できるように利用課金計算資料を添付して提出すること。なお、提出する利用課金計算資料の様式は、契約締結後に産総研と協議の上、決定するものとする。
- ・ 現行契約先と協力し円滑な移行を実現すること。契約締結後速やかに引き継ぎ調整を実施すること。また、本契約終了後、次期契約先と協力し円滑な移行を実現すること。
- ・ サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙 1 に記載する事項に従って契約を履行しなければならない。

6. 納入物品、納入期限

6-1 納入物品

パブリック・クラウド・サービスが使用できることを示す書類（紙媒体 or 電子媒体）

※電子媒体の場合、原則として USB メモリ等の外部電磁的記録媒体は用いないこと。

6-2 納入期限

2025 年 9 月 30 日

7. 納入の完了

「6-1. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

なお、Amazon 社側の事務処理の都合で、上記の書類等による確認が納入期限までに難しい場合には、産総研と協議の上、対応を決定する。

8. 履行期間

2025年10月1日～2026年3月31日

9. 納入場所

国立研究開発法人産業技術総合研究所
インテリジェントプラットフォーム研究部門
臨海副都心センター別館7階07207室
東京都江東区青海2-4-7

10. 付帯事項

- ・ 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- ・ 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。
- ・ 例えば契約の不備によって利用ができないような期間が生じた場合など、請負者の責において及ぼした損害は、受注者が負担すること。

サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク（以下「サプライチェーン・リスク」という。）に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に基づく対応を図らねばならない。

2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないうに相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリス

クを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。

②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

5. 受注者の業務責任者

①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者(契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。)を必要最低限の範囲に限るものとする。

②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

6. 再委託

6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者(再委託先)に請け負わせてはならない。ただし、6.2 に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

6.2 第三者への委託に係る要件

- ①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。
- ②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- ③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ(機密保持を含む。)及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。
- ④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- ⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。
- ⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認(立入調査)を得ること。

7. その他

①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は

受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。

- ②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。